

山形市消費生活センター情報

2025 年5月号

「定期縛りなし！」というSNS 広告を見て格安の化粧品を申込んだが、翌月も同じ商品が届いた。

「1回限り」と思って注文したのに、定期購入の契約だった。初回で解約するには、「定価での購入になる」と言われ、高額な請求を受けた。



ていきしは
「定期縛りなし」には要注意！
解約するまで続く定期購入契約？！



ここが重要 べニ！！

●SNS 広告で、「定期縛りなし」「1回限り」「回数縛りなし」との記載は「最低購入回数の指定がない契約」(いつでも解約できる定期購入)という可能性があるので、注意が必要です。

●インターネット通販では、注文が確定する直前の「最終確認画面」の記載内容をよく確認しましょう。

- ① 定期購入が条件になっていないか
- ② 最低購入回数に指定(縛り)がないか
- ③ 2回目以降の代金や販売条件、解約条件など

●「最終確認画面」と「SNS 広告」は、スクリーンショット[※]で必ず保存しましょう。 ※スクリーンショットとは、スマートフォンやパソコンの画面をそのまま画像に保存する機能のこと

●不安に思った場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

いやや
消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています

